

## 負担調整措置と住宅用地の据置特例の廃止について



### 【固定資産税(土地)の負担調整措置について】

平成9年度以降、全国的にばらつきのある土地の評価を均衡させるため、負担調整措置が導入されています。制度の概要は、本来支払うべき税の水準（負担水準100%）に達していないものは、毎年緩やかに税負担を上昇（概ね5%）させていくものです。平成26年度は、土地の用途等に変動が無ければ基本的に価格が変わらない「据置年度」ですが、税額が上昇する場合は、本負担調整措置の対象であることが考えられます。

### 【住宅用地の据置特例の廃止について】

住宅用地については、負担水準が90%に達した段階で負担の上昇を据え置く特例が設けられていましたが、平成25年度をもって廃止となりました。そのため、負担水準が100%に達していない住宅用地の場合は、平成26年度以降緩やかに税負担額が上昇することとなります。

### 【非住宅用地】

非住宅用地（住宅の建っていない宅地）は、負担水準が60%に達した段階で負担の上昇を据え置く措置が継続されています。

【問い合わせ先】 財務課課税第二係

## 中山間地域等直接支払制度（平成25年度交付金事業）の実施状況が閲覧できます

耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、農業生産の維持を図りつつ、多面的機能を確保するという観点から、中山間地域等直接支払制度が制定され、

八雲町においては平成13年度より東野集落と入沢集落の2集落で取り組まれています。その実施状況（平成25年度交付金事業）について閲覧を希望される方は、農林課農業振興係までお越しください。

【閲覧期間】  
6月6日（金）～6月20日（金）  
午前9時～午後5時（土・日を除く）

## 経営所得安定対策（旧農業者戸別所得補償制度）のお知らせ



平成23年度より実施している、農業者戸別所得補償制度については、平成25年度より「経営所得安定対策」へと名称を変更し、平成26年度についても引き続き実施されます。

交付対象作物や交付対象者等制度の詳しい内容、申請方法については左記までお問い合わせください。

申請のない場合や6月30日（月）を過ぎてからの申請は交付金の対象となりませんので、申請漏れのないようご注意ください。なお、申請書類の整備に多少時間がかかる場合がありますので、当協議会への提出は6月18日（水）までにお願います。

なお、昨年度経営所得安定対策に加入されていた方には受付窓口開設日など、別途ご案内します。

### 【問い合わせ先】

八雲町地域農業再生協議会（農林課農業振興係内）

## 町の花「ひまわり」で町中をいっぱいにしましょう

町の花「ひまわり」の普及促進を目的として、種の無料配布を行います。

町民の皆さまに広く育てていただき、町中を「ひまわり」いっぱいにしましょう。

【配布期間】  
6月2日（月）～

7月18日（金）まで

【配布場所】

役場（総務課窓口）、熊石総合支所、落部支所、公民館、図書館、シルバークラザ、相沼泊川出張所

【注意事項】

- 種の数には限りがありますのでご了承ください。
- 配布する種は植栽用です。食用として利用しないでください。

### 【問い合わせ先】

企画振興課企画係